

就学援助についてのお知らせ

中津川市では、経済的理由で中津川市内の小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度「要保護・準要保護児童生徒援助制度」を設けています。

◆ 援助を受けることができる世帯 ◆

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 申請年度に生活保護を停止又は廃止された世帯で援助が必要と認められる場合
- 3 申請年度の前年中の所得により、次のいずれかに該当する世帯で援助が必要と認められる場合
 - ① 市民税が非課税又は減免となった世帯
 - ② 個人事業税が減免となった世帯
 - ③ 固定資産税が減免となった世帯
 - ④ 国民年金の掛金が減免となった世帯
 - ⑤ 国民健康保険の保険料減免又は徴収の猶予となった世帯
 - ⑥ 児童扶養手当の受給が認められた世帯
- 4 保護者の職業が不安定で、生活状況が極めて悪いと認められる世帯



◆ 援助の内容 ◆

認定されると次の費目が援助されます。(※金額は令和2年度支給額)

	要保護 (生活保護世帯)	準要保護 (生活保護に準 ずる世帯)	援助内容		
			小学生	中学生	備 考
学用品費		○	1年 11,630円 2年以上 13,900円	1年 22,730円 2年以上 25,000円	
※新入学用品費		○	1年 51,060円	1年 60,000円	4月入学の1年生に限る
校外活動費		○	泊有り 3,690円 泊なし 1,600円	泊有り 6,210円 泊なし 2,310円	実費支給(左記が限度額)
修学旅行費	○	○	実費全額(児童生徒一律にかかる費用)		
給食費		○	34,200円	39,200円	
卒業アルバム代		○	11,000円	8,800円	実費支給(左記が限度額)

※ 新入学用品費の入学前支給について

4月入学の児童生徒のいる保護者で準要保護の申請を行い、審査の結果、認定となり、新入学用品費を請求いただいた場合、入学前に新入学用品費(定額 小学校 51,060円、中学校 60,000円)を支給することができます。

- ・ 学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、卒業アルバム代の支給は実績に基づき年3回に分け、入学された学校から支給されます。上記金額は1年間の援助額となります。
- ・ 申請は令和4年2月まで随時受付。認定となった場合は、申請月の翌月分から支給対象となります。

【申請の流れは裏面を確認下さい】

◆ 申請・支給の流れ 及び注意事項 ◆

① 学校で申請書等の受け取り (保護者本人)

- 申請を希望される場合は、入学予定・在学小中学校（次年度の中学生は現在の小学校）へ相談いただき申請書等の書類を受け取りください。

中津川市要保護及び準要保護児童生徒(新規・継続)認定申請 収入申告書
 民生委員児童委員用の返信用封筒（学校宛）

※申請書は、児童生徒1人に1枚（2人なら2枚）必要です。

② 申請書の記入、対象となる添付資料の準備 (保護者本人)

中津川市要保護及び準要保護児童生徒(新規・継続)認定申請書の記入、捺印
 収入申告書の記入 (対象となる場合)
 児童扶養手当受給者証の写し (児童扶養手当を受けている場合)
 年金証書の写し金額のわかるもの (遺族・障害年金を受給している場合)
 雇用保険受給資格者証の写し (失業給付を受けている場合)

※申請書の記入については、住所又は生計を同一にする方を全て記入下さい。

※令和2年1月1日現在、中津川市に住民登録されていなかった場合、令和2年1月1日現在の住所登録市町村の課税担当課で発行される「所得・課税証明書」または「非課税証明書」を添付下さい。

(令和2年1月1日現在、中津川市に住民登録のある方は「所得・課税証明書」または「非課税証明書」の提出は必要ありません。)

③ 地区の民生委員児童委員への意見の記入依頼、書類等の提出 (保護者 → 民生委員児童委員)

- 中津川市要保護及び準要保護児童生徒(新規・継続)認定申請、収入申告書、児童扶養手当（写）等民生委員児童委員用の返信封筒を地区の民生委員児童委員へ手渡し、意見の記入を依頼して下さい。

※書類への意見記入後、民生委員児童委員から学校へ全ての書類が送付されます。

④ 学校での意見記入および提出 (小・中学校 → 教育委員会)

- 申請書類、添付書類等の確認および児童生徒の学校での状況、家庭状況等を勘案して、校長が意見を記入し、教育委員会へ提出します。

⑤ 教育委員会で、校長、民生委員児童委員の意見や保護者の所得、需要額等を調査 (教育委員会)

⑥ 要保護及び準要保護児童生徒の認定(不認定)について通知 (教育委員会 → 保護者へ)

※継続の在学児童・生徒は学校へ通知します。

⑦ 請求書の提出 (新入学用品費に限る) (保護者本人 → 教育委員会)

請求書 振込先通帳（写）を提出 ※通帳は申請者本人のものとなります。

⑧ 請求金額 (新入学用品費に限る) を指定口座に振り込み (教育委員会)

※学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、卒業アルバム代の支給は実績に基づき年3回に分け、入学された学校から支給されます。

★申請・支給後、市外転出（予定）や中津川市の学校に入学しない場合は、新入学学用品費を返還いたします。

【問合先】〒508-0032 中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ4階

中津川市教育委員会事務局 学校教育課 電話 0573-66-1111 【内線4235】